

栃木県立足利清風高等学校同窓会 会則

第1章 総則

第1条 本会は栃木県立足利清風高等学校同窓会と称する。

第2条 本会は会員相互の親睦をはかり、母校に協力してその教育の本旨を徹底することを目的とし、次の事業を行う。

(1)ホームページ等による情報提供、その他本会における情報提供。

(2)会員の親睦、互助、啓発に関すること。

第3条 本会は事務局を栃木県立足利清風高等学校に置く。

第2章 会員

第4条 本会は次の会員で組織する。

1. 普通会員

栃木県立足利西高等学校を卒業した者

栃木県立足利商業高等学校を卒業した者

栃木県立足利清風高等学校を卒業した者

2. 特別会員

栃木県立足利清風高等学校現職員とする。

第3章 役員

第5条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1名 名誉会長 1名 副会長 若干名

幹事長 1名 副幹事長 若干名 会計監査 2名

会 計 2名 (内1名学校) 顧 問 若干名

代表幹事 卒業年度毎に各学科1名

幹 事 卒業年度毎に各クラス2名

2. 会長、副会長は総会において選出する。

名誉会長は校長がこれにあたる。

会計、幹事長、副幹事長は役員会の承認を経て会長がこれを委嘱する。

代表幹事は卒業年度の幹事から互選により選出する。

幹事は普通会員中より卒業年度毎に互選してこれを定める。

会計監査は役員会の承認を経て会長がこれを委嘱する。

顧問は清風高校の職員があたる。

第6条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

会計は本会の会計業務をつかさどる。

幹事長は幹事を代表し、会務の運営にあたる。

副幹事長は幹事長を補佐する。代表幹事は各卒業年度毎の幹事を代表し、会務の運営にあたる。

会計監査は本会の会計を監査する。

第7条 役員任期は原則2年とする。ただし再選を妨げない。補欠による役員任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会議

第8条 本会は次の会議をおく。

1. 総会

2. 役員会

第9条 総会は年1回原則とし、5月第3日曜日に開催する。案内通知は、栃木県立足利清風高等学校ホームページ内の同窓会に告知し、次の事務を掌握する。ただし、必要に応じて、会長の招集により、臨時の総会を開催することができる。

1. 予算・決算に関すること。

2. 事業に関すること。

3. 会則の改廃に関すること。

4. 役員改選に関すること。

5. その他本会の運営に関する重要なこと。

第10条 役員会は必要に応じて、開催することができ、本会の重要事項を審議し、会務を分掌する。会長および副会長、幹事長、副幹事長、会計監査、会計の役員で構成し、議事の記録に伴い、顧問も出席する。

第11条 本会の全ての会議における議決は、出席者の過半数の同意を得なければならない。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第5章 会計

第12条 本会は、入会金、会費、寄付金および雑収入をもってその経費とする。

第13条 普通会員は入会の時に入会金 5,000 円および終身会費として金 5,000 円を納入する。

第14条 本会の会計年度は 4 月 1 日にはじまり翌年の 3 月 31 日までとする。

第6章 会則の改正、その他

第15条 本会の名誉をきそんした会員は総会の議決によって除名することができる。ただしその発議は役員会を経なければならない。

第16条 本会の会則の変更は、総会に出席した会員の過半数の同意がなければ変更することができない。

第17条 会員はその一身上に異動を生じた時は速やかに届け出ることとする。

第18条 同窓会長は、栃木県立足利清風高等学校の名誉を高め、他の模範となる生徒、団体を表彰する。

(1) 表彰者には、賞状及び記念品を呈する。ただし、該当する生徒、団体については、同窓会役員会を持って決議する。

第19条 慶弔規定に関しては、別に定める。

付 則

- | | |
|-------------------------------|-----------------------------|
| 1. 本会則は平成 22 年 2 月 1 日から施行する。 | 本会則は平成 29 年 5 月 21 日から施行する。 |
| " 平成 26 年 5 月 16 日から施行する。 | " 令和 3 年 5 月 16 日から施行する。 |
| " 平成 27 年 5 月 18 日から施行する。 | |
| " 平成 28 年 5 月 16 日から施行する。 | |

慶弔規定に関して

(弔慰金)

第1条 同窓会役員及び特別会員等が死亡した時は次の弔慰金を呈する。

同窓会役員	金 10,000 円
特別会員	金 10,000 円
非常勤講師	金 10,000 円

第2条 同窓会役員および特別会員の親族が死亡した時は次の弔慰金 10,000 円を呈する。なお、一親等以内の親族に適用する。ただし、役員等の一親等以内の親族とは次の者をいう。

- (1) 夫又は妻
- (2) 父母又は子ども
- (3) 配偶者の父母又は子ども。ただし、同居の場合に限る
- (4) その他、役員会で承認した者とする

(餞別)

第3条 特別会員等に転退職があった時は記念品を呈する。

本校で 10 年以上勤務または本校で定年退職された職員及び管理職の転出者に 10,000 円程度とする。

(奨励金)

第4条 在校生で以下のように活躍した者には、奨励金を呈する。

- (1) 全国大会以上に出場する者には、金 5,000 円
ただし、正選手（登録された者）のみ
- (2) 関東大会またはそれに準ずる大会に出場する者 金 3,000 円
ただし、正選手（登録された者）のみ
- (3) その他の場合は関係者で協議して決める。

第5条 上記大会等の引率者には引率費用を呈する。

- (1) 引率者 金 10,000 円